

事務局職員の通勤手当支給に関する内規

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会（以下「本会」という。）事務局職員給与規程第12条に定める通勤手当については、下記により支給するものとする。

記

- 1 通勤手当は、片道 1.2 km以上の者に支給される。
- 2 交通機関利用者にあつては、次により支給する。
 - (1) 支給額は、運賃相当額とする。ただし、運賃相当額が55,000円を超えるときは、55,000円+（運賃等相当額-55,000円/2）で65,000円を限度とする。
 - (2) 運賃相当額は、1ヶ月の定期券（通し定期券及び乗継ぎ定期券を含む）の価格とする。
- 3 普通自動車以外の交通用具使用者にあつては、別表により支給する。
但し、冬期（12月から翌3月まで）の期間においては交通機関利用運賃とする。
- 4 この内規は平成25年5月13日から施行する。ただし、平成25年4月1日時点で本会に在職する職員にあつては、平成25年4月1日に遡及し適用するものとする。
附則（平成31年3月9日一部改正）

（別表）普通自動車以外の交通用具使用者

使用距離（片道）	支給月額（円）
5 km未満	2,000
5 km以上～10 km未満	4,100
10 km以上～15 km未満	6,500
15 km以上～20 km未満	8,900
20 km以上～25 km未満	11,300
25 km以上～30 km未満	13,700
以下、5 km毎に2,400円加算し、最大50 kmをもって打ち切りとする。	